

重 要 事 項 説 明 書

1. 指定居宅介護支援事業所の概要 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所の概要

(1)事業所の概要

【名 称】 株式会社 桑都ケア・サポート

【所在地】 東京都八王子市長房町264-4

【代表者】 井上 希三志

【電話番号】 042-673-2209

(2)居宅介護支援事業所

【事業所名】 桑都ケア・サポート

【指定番号】 1372908861

【事業所住所】 東京都八王子市長房町264-4

【管理者】 井上 希三志

【電話番号】 042-673-2209

【FAX番号】 042-673-2260

サービス提供地域 八王子(状況により日野市、昭島市、立川市、あきる野市、町田市)

(1) 職員の体制

管理者 1名(常勤兼務) 4名(常勤 管理者含む)

(2) サービス提供時間

月曜から金曜 9時00分から17時00分

休業日 土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日

※休業日であっても、緊急の場合は対応させていただきます。担当ケアマネージャーにご連絡ください。また、業務時間外の対応について、24時間連絡可能の対応を行います。(転送での対応)

2、当居宅介護支援事業所の特徴

(1)運営方針

1 事業所の介護支援専門員等は、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じその利用者様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様、利用者様の立場にたって援助を行います。

2 公正中立的なケアマネジメントの確保

(1)利用者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが出来る。

(2)利用者は、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であり、ケアマネージャーは当該事業所を選出した理由の説明を行い、利用者や家族の同意を得なければならない

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保険・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

3、居宅介護支援の実施概要

(1)居宅介護支援の提供に際しては、利用者様又はその家族様に、当事業所の運営規定の概要、その他重要事項及び居宅サービス計画作成に必要な事項を説明し、合意をもって居宅介護支援の提供開始となります。

(2)担当する介護支援専門員が地域における居宅サービス事業所の内容、利用者様等の状況を説明し、ご利用できるサービスの種類、事業者を選択していただきます。

(3) 居宅サービス計画書作成に当たり、担当する介護支援専門員が利用者様の居宅を訪問し、面談の上、課題分析表居宅サービスガイドラインを用いて解決すべき課題の把握をします。

(4) 利用者様が選択したサービスと解決すべき課題に基づき、居宅サービス原案を作成します。

(5) 居宅サービス計画原案の内容に対して、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の利用、その他必要な場合には、利用者様の同意を得た上で、主治医からの意見を求めます。

(6) 居宅サービス計画の原案について、保険給付対象の可否、内容利用料等を担当する介護支援専門員が利用者様に説明し、同意を得た上で、各サービス実施へと進みます。

(7) 居宅サービス計画作成以後も、利用者様の居宅を必要に応じて訪問し、状況の把握を行い、居宅サービス計画の変更、介護保険施設の紹介等、適時必要な便宜・支援をさせていただきます。

(8) 利用者様又はそのご家族様の同意を得ない限り、知り得た情報の守秘義務を厳守いたします。

(9) 当事業所では、職員の資質向上に向けて、種々の研修・教育を実施いたしていますが、お気づきの点がございましたらご遠慮なくお申し出ください

4 利用料金

(1) 利用料 (料金表については別紙にて)

利用料は厚生大臣が定める基準によるものとしており、要介護を受けられる方は、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません

2022年12月1日より、ICT活用システム導入

イ 居宅介護支援費(1月につき)

(1) 居宅介護支援費(取り扱い件数が45件未満)

(一) 要介護1又は要介護2

1,086単位×11.05(地区別単価)+特定事業所加算(Ⅱ)421単位

(二) 要介護3、要介護4又は要介護5

1,411単位×11.05(地区別単価)+特定事業所加算(Ⅱ)421単位

(2) 居宅介護支援費(取り扱い件数45件以上60件未満)

(一) 要介護1又は要介護2 527単位

(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 683単位

(3) 居宅介護支援費(取り扱い件数60件以上)

(一) 要介護1又は要介護2 316単位

(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 410単位

①介護予防支援費(Ⅰ)442単位

②特定事業所加算(Ⅱ)421単位

③ターミナルケアマネジメント加算400単位

④初回加算 300単位

⑤入院時情報連携加算Ⅰ 250単位

⑥入院時情報連携加算Ⅱ 200単位

⑦特定事業所加算Ⅱ 421単位

⑧退院・退所加算(Ⅰ)450単位(Ⅰ)600単位(Ⅱ)450単位

(Ⅱ)600単位(Ⅲ)900単位

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1回	450単位×11.0(11.05)地区別単価=4,972円	600単位×11.0(11.05)地区別単価=6,630円
連携 2回	600単位×11.0(11.05)地区別単価=6,630円	750単位×11.0(11.05)地区別単価=8,287円
連携 3回		900単位×11.0(11.05) =

	9,945円
--	--------

⑨医療機関との情報連携を強化する新加算

医師の診察を受ける際に、介護支援専門員が同席し、医師等に際して当該利用者の心身の状況や生活環境の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等 から当該利用者に関する必要な状況の提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合、1月に1回を

限度として、通院時情報連携加算 50単位

ロ 交通費

通常の実施地域は八王子市内であり、無料です。

ただし、これを超えた場合は、自動車の場合、20km超えた地点から1kmにつき20円を申し受けます。

利用者

5、サービス利用方法

(1)サービスの利用の開始

電話、来所等によりお申込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺い致します。

(1) サービスの終了

1 利用者様のご都合でサービスを終了する場合、電話、来所、文章等でお申し込みください。

2 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員その他やむを得ない都合により、サービス提供を終了させて頂く場合があります。その場合、終了1ヶ月前までに文書で通知致しますとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介致します。

3 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

利用者様が介護保険施設に入所した場合。

利用者様の要介護認定区分が非該当及び要支援1、2と認定された場合。

利用者様が亡くなられた場合。

6、その他

利用者様やその家族様等が当事業所や当事業所の職員に対してサービス提供を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合もあります。

7、サービス内容に関する苦情

(1)当事業所の利用者様相談・苦情窓口

【担当者】 当事業所の管理者(井上希三志)又は介護支援事業所が対応します。

【電話番号】 042-673-2209

【FAX番号】 042-673-2260

八王子市役所の場合 高齢者福祉課相談担当

【電話】 042-620-7470

東京都国保連相談窓口の場合

【電話】 03-6238-0177

受付日 月曜日から金曜日 但し、休日を除きます。

受付時間 9時00分から17時00分 但し、緊急の場合はこの限りではありません。

(2)その他

当事業所以外のお住いの、区市町村及び東京都国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口

弊社の処理体制と手順

①苦情

②訪問

③問題把握

④説明

⑥承認

⑦実施

⑧確認

介護支援専門員 042-673-2209

⑤対策検討

サービス事業所の責任者

未承認の場合は④へ戻る

8、事故発生時の対応

居宅介護支援事業のサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者様がお住いの区市町村、ご家族様に連絡するとともに、必要な処置を講じます。又、利用者様に対して当事業所の居宅介護支援サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。

9、公正中立の確保

前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画書の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画書の数占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画書に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、利用者や家族の同意を得よう努めなければならない。(令和6年4月1日より、努力義務)

10、個人情報の保護

(1)情報の保護及び利用の制限

事業所は、業務上知り得たご利用者及び家族の個人情報を正当な理由なく第三者に、漏らすことはできません。但し、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので予めご理解ください

(2)秘密保持の継続

この守秘義務は、ご利用者と事業者の契約が終了した後も守られます。

11、医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等につついて、ケアマネジャーから主治医の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

12、苦情・ハラスメント処理

1、事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項)において「指定居宅介護支援」という。)に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2、事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3、事業所は、自らが居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス又は指定密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4、事業所は、指定居宅介護支援事業等に対する利用者からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

13、虐待防止に関する事項

1、事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

(2) 虐待を防止するための従業員に対する研修会を定期的に実施します。

- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 虐待防止責任者を設置します。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

虐待防止委員長(責任者) 管理者 井上 希三志

虐待防止委員 主任介護支援専門員 山田 晃義

2, 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14, 事業継続計画

業務継続計画(BCP)の政策等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実地するものとする。

※(令和6年4月より開始)

15, 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し啓示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

※(令和6年4月より開始)

16, 身体拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける

17, 一部の福祉用具に係わる貸与と販売の選択制の導入

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う

ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえ、提案を行うこととする。

イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門員が利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。

ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門員が特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等から要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに必要な場合は、使用方法の指導、修理等(メンテナンス)を行うよう努めることとする。

18, 利用者様及び、その家族の希望を反映させながら、適性かつ円滑なサービス提供に努めてまいります。ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください

居宅介護支援事業の提供開始に際し、契約書および本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所住所 東京都八王子市長房町264-4

事業所名 桑都ケア・サポート

説明者 介護支援専門員 井上 希三志

